

新潟市建設工事総合評価方式の主な改定点について（お知らせ）

1. 品質確保の向上を図るため工事成績の引き上げ

過去5ヶ年度の企業が有している本市の工事成績上昇に伴い、次の評価項目について工事の施工能力に係る評価点を見直します。

- ① 企業の工事成績（平均点）
【現 行】 7 2 点
【改 定】 7 4 点
- ② 企業及び配置予定技術者の同種工事の工事成績
【現 行】 7 7 点
【改 定】 7 8 点

2. 競争環境の整備

総合評価方式対象案件の減少及び昨今の建設業界における担い手不足等を考慮し、次の評価項目について改定等を行い、より公平な競争環境の整備に努めます。

- ① 当該年度の総合評価方式の受注回数
【現 行】 5 回 0 点
【改 定】 2 回 0 点
- ② 企業の同種工事の工事成績評価
【現 行】 7 7 点以上最大 5 件
【改 定】 7 8 点以上の工事成績
※工事成績（回数）から工事成績（最高点）評価への改定
- ③ 新規雇用
【現 行】 企業が過去 2 年間の新規に雇用した人数割合等に応じて評価
【見直し】 建設業界における担い手不足等の社会情勢を踏まえ評価を中止

※詳しくは、

- ・「新潟市建設工事総合評価方式施行要領」、
- ・「新潟市建設工事総合評価方式施行要領の運用基準」、
- ・「自己評価の留意事項」、
- ・「新潟市総合評価方式の手引き」

を、ご確認願います。